

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 7 月 3 日
【会社名】	株式会社京都銀行
【英訳名】	The Bank of Kyoto , Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 土 井 伸 宏
【本店の所在の場所】	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
【電話番号】	京都(075)361局2211番
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 本 政 悦 治
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内 1 丁目 8 番 2 号 株式会社京都銀行 経営企画部 東京事務所
【電話番号】	東京(03)6212局3813番
【事務連絡者氏名】	経営企画部 東京事務所長 中 井 秀 治
【縦覧に供する場所】	株式会社京都銀行 大阪営業部 (大阪市中央区高麗橋 2 丁目 2 番14号) 株式会社京都銀行 東京営業部 (東京都千代田区丸の内 1 丁目 8 番 2 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当行第114期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1 その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 13,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 13,000,000,000円

2 期末配当に関する事項

当行普通株式1株につき金6円

第2号議案 株式併合の件

1 併合の割合

当行普通株式について、5株を1株の割合で併合する。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して端数の割合に応じて分配する。

2 効力発生日

平成29年10月1日

3 効力発生日における発行可能株式総数

2億株

4 その他

その他手続き上必要な事項については、取締役会に一任する。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、高崎秀夫、土井伸宏、仲 雅彦、人見浩司、阿南雅哉、岩橋俊郎、柏原康夫、安井幹也、小石原範和および小田切純子を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、濱岸嘉彦を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議 案	賛 成	反 対	棄 権	賛成率	決議結果
第 1 号議案	290,803個	35,389個	397個	87%	可決
第 2 号議案	326,019個	174個	397個	98%	可決
第 3 号議案					
1 . 高崎秀夫	253,327個	72,836個	397個	76%	可決
2 . 土井伸宏	262,888個	63,277個	397個	79%	可決
3 . 仲 雅彦	284,034個	42,135個	397個	85%	可決
4 . 人見浩司	284,034個	42,135個	397個	85%	可決
5 . 阿南雅哉	283,986個	42,183個	397個	85%	可決
6 . 岩橋俊郎	283,986個	42,183個	397個	85%	可決
7 . 柏原康夫	283,904個	42,265個	397個	85%	可決
8 . 安井幹也	302,995個	23,174個	397個	91%	可決
9 . 小石原範和	302,375個	23,792個	397個	91%	可決
10 . 小田切純子	311,693個	14,479個	397個	94%	可決
第 4 号議案	303,986個	22,096個	504個	91%	可決

(注) 各議案の可決要件は、次のとおりです。

- ・ 第 1 号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・ 第 2 号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成です。
- ・ 第 3 号議案ならびに第 4 号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案について可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。